

# 三重県交通災害共済をご存知ですか

三重県交通災害共済は、道路上での自動車や自転車等の交通にともなう事故により、ケガをされたり、亡くなられたりした場合に見舞金を給付する制度です。

まだ、加入されていない方は、ご家族そろってぜひご加入ください。

## 加入資格

- ・市内に住民票のある方
- ・市内に住民票のある方の子どもで、県外の学校等に在学している方
- ・県外の居住者で、市内の事業所または学校等に通っている方

## 加入期間

- ・加入申込日(掛金納入日)の翌日から平成17年12月31日

## 掛金

- ・年額1人あたり500円  
(ただし、加入時期により掛金額が異なりますので、下記をご参照ください)

加入時期	1月から3月までに加入された方	4月から6月までに加入された方	7月から9月までに加入された方	10月から12月までに加入された方
掛金額	500円	375円	250円	125円

## 見舞金

給付される見舞金は、120万円(死亡の場合)から2万5千円(入院および通院の合計日数が7日以上)まであり、ケガの程度により異なります。

例えばこんなときに  
見舞金が支払われます



※万一、交通事故(自転車で転倒した場合でも)にあわれた場合は、警察に届けましょう。警察への届け出がない場合、見舞金が制限されることがあります。

申し込み先……各庁舎総合窓口課、または北勢庁舎 医療課  
問い合わせ先……北勢庁舎 医療課 ☎72-2752 FAX72-3334